

社会福祉法人清水あすなろ福祉会  
特別養護老人ホームあすなろの家 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和10年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：男性の育児休業の取得者を現状より改善する

<対策>

- 令和5年 4月～ 法に基づく諸制度の調査  
職員へのアンケート調査、問題点洗い出し
- 令和5年 6月～ 制度に関する資料を作成し事業所内に掲示若しくは配布
- 令和5年10月～ 管理職を対象とした研修の実施  
育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：所定時間外労働を現状よりも改善する

<対策>

- 令和5年4月～ 所定時間外労働の実態の把握  
部署ごとの会議を勤務時間内に実施可能かの検討  
部署ごとの業務の見直し実施

目標3：年次有給休暇の取得率を60%とする

(式) 全取得日数 / 全付与日数 (繰越日数を含まない) × 100%

<対策>

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する  
職員自身が年次有給休暇の取得日数を把握しやすい制度作りをする  
年次有給休暇の取得に向けて、職員に対し啓発活動を図る  
1年度ごとに平均目標取得日数を明確化する

## 社会福祉法人清水あすなろ福祉会 風の子保育園 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和10年 3月31日までの 5 年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業等の制度（母性健康管理含む）について、有期契約労働者も含めた職員および管理職等に対し、制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 令和5年4月～ 説明資料等の作成
- 令和5年4月～ 制度変更等に関する内容について会議又は資料提供等による全職員への周知を行う

目標2：有期契約労働者を含む職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 6 日以上とする。

### <対策>

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況を継続して把握する
- 令和5年4月～ 取得しやすい環境整備のため、相談窓口設置と有休休暇取得状況に関するお知らせを行う

社会福祉法人清水あすなろ福祉会 心身障害者施設 ともの家 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和10年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けの就業規則を別に作成し、有期契約労働者および管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和4年度に制度に関する就業規則の作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および文書などによる全職員への周知をします。

目標2：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 7日以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況を継続して把握する
- 令和5年4月～ 計画的な取得に向けて、労働者へと有休休暇取得に関するお知らせと相談を年に3回行う（8月、12月、1月）
- 令和5年4月～ 全部署において年次有給休暇の取得計画を策定する